

令和5年度 前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和5年4月策定

1. 目的

前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以降、「アクションプログラム」という。)は、前橋市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

本アクションプログラムは、第3期前橋市耐震改修促進計画に基づき計画の別紙として策定する。

3. 計画期間

本アクションプログラムの計画期間は、第3期前橋市耐震改修促進計画の計画期末である令和7年度までとし、以降は前橋市耐震改修促進計画の改正・更新にあわせて見直すものとする。ただし、毎年度の具体的な取組内容の計画や目標、取組実績については毎年更新するものとする。

4. 対象

本アクションプログラムの対象は、建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築された、前橋市内にある全ての住宅とする。

5. 取組方針

住宅の耐震化を強力に推進するために、「財政的支援」及び「普及啓発等」を行う。

「財政的支援」

- ① 木造住宅の耐震診断者派遣事業を実施
- ② 木造住宅の耐震改修費(設計・監理費共)補助を実施
- ③ 木造住宅の耐震シェルター等設置費補助を実施

「普及啓発等」

- ① 住宅所有者に対する直接的な支援
- ② 耐震診断実施者に対する耐震化推進
- ③ 改修事業者の技術力向上等
- ④ 一般市民への周知及び普及

6. 進行管理

取組方針及び前年度の取組実績・課題・改善策に基づき、毎年度の具体的な取組内容の計画や目標を設定し、ホームページで公表する。

7. 令和5年度の計画

「財政的支援」

下記事業について支援を行う。

- ① 木造住宅耐震診断者派遣事業 15戸
- ② 木造住宅耐震改修無料訪問相談事業 15戸
- ③ 木造住宅耐震改修費(設計・監理費共)補助事業 6戸
- ④ 木造住宅の耐震シェルター等設置費補助事業 1戸

「普及啓発等」

① 住宅所有者に対する直接的な支援

- ・ 固定資産税等納税通知書送付用封筒の裏面に住まいの耐震診断・耐震改修に関するお知らせを掲載し、周知を行う。
- ・ 昭和56年以前に造成・分譲された住宅団地を対象にチラシ等を配布し、啓発活動を実施する。

② 耐震診断実施者に対する耐震化推進

- ・ 該当者へアンケート調査を実施し、耐震改修を行わない理由を把握する。
- ・ これまでに耐震診断を実施し、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅の所有者に対して耐震改修無料訪問相談事業の案内を送付し、希望者に対して戸別相談を行う。
- ・ 耐震改修費補助事業の募集に合わせて、耐震説明会・相談会を開催する。

③ 改修事業者の技術力向上等

- ・ 改修事業者を対象とした耐震講習会を県と共同で開催する。
- ・ 改修事業者リストを県と共同で作成し、公表する。

④ 一般市民への周知普及

- ・ 一般市民向けに耐震説明会・相談会を開催する。
- ・ 群馬県住宅供給公社との共催による住宅相談会に耐震相談ブースを設置する。
- ・ 空き家対策事業と連携し、昭和56年以前に建設された空き家のリフォーム補助を活用する申請者を対象に耐震改修補助事業のリーフレットを配布し、PRを行う。
- ・ 出前講座を通じて耐震化の重要性をPRする。
- ・ 公民館や市民サービスセンターのロビーを借りて無人の耐震啓発ブースを設置する。
(耐震診断・耐震改修に関する展示とパンフレットの設置)

8. 令和4年度の実績

(1) 取組実績

「財政的支援」

①木造住宅の耐震診断者派遣事業及び無料訪問相談業務を実施

3回(6月・9月・12月)に期間を分けて集中的に募集を行った。

- ・ 6月 5件
- ・ 9月 3件
- ・ 12月 4件

②木造住宅の耐震改修費(設計・監理費共)補助を実施

・ 6月3日～12月16日まで、先着6戸の募集を行った。

申請件数 6戸 交付決定件数 6戸

③木造住宅の耐震シェルター等設置費補助を実施

・ 6月3日～12月16日まで、先着1戸の募集を行った。

申請件数 0戸

「普及啓発等」

①住宅所有者に対する直接的な支援

- ・ 住宅相談会のPRを兼ねて、市内の住宅団地を対象に耐震診断・耐震改修に関するチラシを配布した。(配布先: 広瀬団地・下川団地・芳賀団地)

②耐震診断実施者に対する耐震化推進

- ・ 建築指導課窓口にて耐震化の相談を実施した。(相談件数5件)

③改修事業者の技術力向上等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実績なし。

④一般市民への周知及び普及

- ・ 耐震説明会・相談会を開催(令和4年9月2日)
建築士事務所協会との共催 説明会参加者0人 相談件数0件)
- ・ 住宅相談会を開催(令和4年11月5,6日)
群馬県住宅供給公社との共催 相談件数1件

(2) 課題

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送っていた耐震説明会・相談会について、感染防止対策を講じたうえで令和元年以降3年ぶりに開催したが、来場された方はいなかった。コロナ禍でもあったため、感染不安による外出行動の自粛も考えられるが、周知方法や開催日等の設定を再度検討する必要がある。
- ・ コロナ禍で「群馬県木造住宅耐震改修事業者向け講習会」が開催できず、改修事業者の技術力向上が図れなかった。前橋市の方針により市が行っている補助事業を活用する事業者は、市内業者であることが条件となることから、補助制度を理解した市内の耐震改修事業者を増やすことが必要である。
- ・ 西日本を中心に普及している耐震改修の低コスト工法について、県と共催で講習会を実施した。低コスト工法は耐震化率の向上が期待できることから継続的な業者の育成と住宅所有者への啓発が必要である。
- ・ 平成29年度から開始している耐震シェルター設置に伴う補助について、実績がない。

(3) 改善策

- ・耐震改修未実施の住宅所有者へ耐震化の必要性を認識してもらうため、本市木造住宅耐震診断者派遣事業を活用した所有者に対し、相談会の案内を送付するなど耐震改修の啓発を行う。
- ・昭和56年以前に造成された住宅団地のエリアにある公民館や市民サービスセンター等の公共施設に、無人の耐震啓発ブースを設ける。
- ・地域で実施する防災訓練等との連携を模索し、耐震化に関する啓発の機会増加を図る。
- ・耐震改修事業者を増やすため、各種団体へ講習会の案内を送付するとともに、講習会への参加を依頼する。